**先着順による土地の売払い**

**募集要領**

**令和２年４月**

**湖 南 衛 生 組 合**

先着順による売払いの概要

　湖南衛生組合が行った一般競争入札において落札に至らなかった物件について、先着順による売払いを実施しますので、買受けを希望される方は次の事項をご承知のうえ申込みをお願いします。

**１．対象物件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地番 | 地積（実測） | 予定価格  （最低売却価格） |
| 東大和市上北台三丁目３７７番２ | 59.76㎡ | 8,784,720円 |

なお、**先着順での売却のため、すでに申込受付を終了している場合もあります**ので、

ご了承ください。

**２．申込みの方法**

　　申込みを希望される方は、下記の提出書類を受付場所に持参してください。なお、郵送及びファクシミリによる受付は行いません。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 随時受付します。（土・日・祝日を除く）  午前９時から午後5時まで（正午から午後１時を除く） |
| 受付場所 | 東京都武蔵村山市大南５丁目１番地  湖南衛生組合　管理事務所 |
| 提出書類 | 1. 普通財産買受申込書 2. 誓約書   ③ 添付書類（発行後３箇月以内のもの）  ・個人の場合　住民票及び印鑑証明書（各１通）  ・法人の場合　法人登記現在事項全部証明書、代表者事項証明書及び  印鑑証明書（各１通）  ※共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。  ※代理人により申込みをする場合は、委任状も必要です。 |

**３．対象物件の確認**

　　対象物件の現地案内は行いませんので、事前に現地及び周辺の構造物等の現況を確認してください。

**４．申込者の資格**

　　個人・法人を問わず申込みできます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申込みできません。

　(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する者

　(2)　組合との契約において、正当な理由なく契約をせず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後２年を経過しない者

　(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号及び第６号の規定に該当する者

　(4)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分を受けた団体

**５．買受人の決定**

　　資格及び書類を確認のうえ、申込みが完了した方から先着順により決定します。なお、2件以上の同着の申込みがあった場合は、最高の見積金額を提示した方を買受人として決定しますが、提示金額が同額である場合は、くじにより決定します。

**６．契約の締結等**

　　申込みが完了した日から３0日以内（土日祝日含む）に、売買契約を締結します。

**７．売買代金の支払方法**

　 買受人は売買契約を締結するときまでに、契約保証金として売買代金の１００分の１０以上の金額を湖南衛生組合の公金口座への振込みにより納付してください。契約保証金の納付後、本人控えとなる振込明細書の原本をお持ちいただき、売買契約を締結します。契約締結後、

６０日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付していただきます。

※ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合には、契約保証金を納付する必要はありません。

**８．特約条件**

　　売買契約に当たっては、原則として次の特約条件を付します。なお、契約内容につきまして

　は、「土地売買契約書」をご参照ください。

(1)　買受人は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。（第11条）

(2)　買受人は、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。（第12条）

(3)　上記(1)、(2)の条件に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を、違約金として湖南衛生組合に支払わなければならない。（第14条）

**９．所有権の移転等**

　　売買代金の全額が納付されたときに、所有権を移転し、土地を引き渡します。（現状有姿）

　　所有権移転登記手続きは湖南衛生組合が行いますが、売買契約書に貼付する収入印紙、登記

に必要な登録免許税、その他契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、買受人の負担と

なります。

　　※金融機関から融資を受け売買代金を支払う担保のために、所有権移転登記と連権で抵当権（根抵当権）設定登記の同時申請をされる場合は、調整が必要となるため、必ず契約締結時　　までにご相談ください。

**10．お問い合わせ先**

|  |
| --- |
| 東京都武蔵村山市大南５丁目１番地  　　湖南衛生組合 総務課  　　電　話　０４２－５６１－１５５１  　　FAX　０４２－５６５－２９７１  　　Ｅ-mail: [konan@trad.ocn.ne.jp](mailto:konan@trad.ocn.ne.jp) |